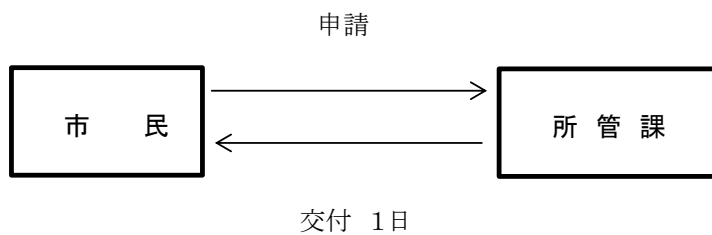


審査基準及び標準処理期間整理個表

処 分 名	介護保険負担割合証の再発行	
処 分 の 概 要	負担割合証を紛失・破損した場合、介護保険被保険者証再交付申請に基づき被保険者証を再交付する。	
根 拠 法 令 名	介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）	
条 項	第28条の2第4項～第6項	
所 管 課	介護保険課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		1日
標 準 処 理 期 間	計	1日
審 査 基 準		
介護保険法施行規則第28条の2第4項の規定による。		
<p>【根拠法令等】 介護保険法施行規則第28条の2</p> <p>4 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証を破り、汚し、又は失ったときは、直ちに、第一号に掲げる事項を記載した申請書を市町村に提出し、第二号に掲げる書類(当該申請書に個人番号を記載しない場合に限る。)を提示して、その再交付を申請しなければならない。</p> <p>一 次に掲げる事項 イ 氏名、性別、生年月日及び住所 ロ 個人番号又は被保険者証の番号 ハ 再交付申請の理由</p> <p>二 個人識別事項が記載された書類であって、次に掲げるもののいずれかに該当するもの イ 個人番号カード又は番号利用法施行規則第一条第一項第一号に掲げる書類 ロ イに掲げるもののほか、官公署から発行され、又は発給された書類その他これに類する書類であって、写真の表示その他の当該書類に施された措置によって、当該申請を行う要介護被保険者又は居宅要支援被保険者が当該書類に記載された個人識別事項により識別される特定の個人と同一の者であることを確認することができるものとして市町村長が適当と認めるもの ハ イ及びロに掲げるもののほか、番号利用法施行規則第二条第三項第一号に掲げる書類又は官公署から発行され、若しくは発給された書類その他これに類する書類であって市町村長が適当と認めるもののうち二以上の書類</p> <p>5 負担割合証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項の申請書に、その負担割合証を添えなければならない。</p> <p>6 要介護被保険者又は居宅要支援被保険者は、負担割合証の再交付を受けた後、失った負担割合証を発見したときは、直ちに、発見した負担割合証を市町村に返還しなければならない。</p>		

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
 それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。